

福島県知事 内堀 雅雄 様

少子高齢化・人口減少対策 に関する要請

令和3年10月8日

福島県議会少子高齢化・人口減少対策
特別委員長 宮下 雅志

本委員会は、「子育て支援・高齢者支援の充実強化」及び「人口減少対策」に係る施策の強化に取り組むことを目的に、「子育て支援・高齢者支援の充実強化」、「人口減少対策」に係る施策の強化、これらに関連する事項について調査するため、令和元年12月25日に設置され、県内調査を含む調査活動に積極的に取り組み、活発な調査を進めてきた。

急激な少子高齢化や東日本大震災・原子力災害という未曾有の複合災害の影響によりさらに深刻化した人口減少は、地域経済の活力の低下を招くとともに、地域社会におけるコミュニティ及び教育、医療など暮らしに欠かすことのできない社会インフラの維持が困難となり、地域社会の持続可能性に深刻な影響を及ぼすおそれがある。

さらに新型コロナウイルス感染症が社会に大きな影響を及ぼしている中で、住民が安心かつ充実した生活を送ることができるように、地域社会を持続的に発展させていくためには、本県の基幹産業である第一次産業をはじめとした県内産業の振興はもとより、福島イノベーション・コースト構想等に関連した創業・起業支援などの本県の強みを生かした取組を、県が今後進めるデジタル変革（DX）などの新たな取組と高度に融合しながら推進し、これからの時代を担う若者の定着や環流を図るとともに、移住・定住や二地域居住、交流人口の拡大による本県への新たな人の流れをつくる必要がある。

本委員会は、「子育て支援・高齢者支援の充実強化」について、「地域における子育て支援の推進」及び「健康長寿社会の実現に向けた取組」の視点から、「人口減少対策」について、「人口流出の防止」及び「移住・定住、二地域居住の促進及び交流人口の拡大」の視点から調査を行い、調査報告書を取りまとめたところである。

少子高齢化、人口減少は急激な進行が続いており、今後とも、県当局においては本県を取り巻く情勢の適切な把握、分析に努め、目指すべき成果を庁内で広く共有しながら、次の提言の具体化のために一丸となって取り組むよう要請する。

1 地域における子育て支援の推進について

(1) 結婚、妊娠・出産、子育ての総合的な支援

- ア 県民が安心して子どもを産み育てることができる環境を持続的に確保するため、産婦人科や小児科の医師確保を一層推進するべきである。
- イ 少子化の要因である未婚化、晩婚化の理由を正確に分析した上で、県に求められている支援を把握し、若者が結婚しやすい環境を整備するための事業展開を図るべきである。
- ウ 県内の子育て支援の取組については、企業の本社機能の県内への移転や移住の促進にもつながるよう、関係部局が連携して、SNS等を通じた情報発信に積極的に取り組むべきである。
- エ 新型コロナウイルス感染症の影響による休校や親の失業などにより、食事の確保が困難となる児童が増加するとともに、感染対策を行うために経費が増加するなど、子ども食堂の運営状況が厳しさを増していることから、運営団体の置かれている状況を把握し、必要な支援の具体化を図るべきである。
- オ 18歳以下医療費無料化などの子育て支援策について、子育て世帯やこれから結婚する若者が知らなければ、事業効果が十分に発揮されない。
子育て世帯等の目に留まるようなPR策の充実を図るべきである。
- カ 子育て世代が、子どもを産み育てる判断を行う上で、地域の保育・教育環境は極めて重要な判断材料となることから、保育・教育のニーズを適切に把握し、保育・教育環境のさらなる充実に努めるべきである。
- キ 子育て世代が安心して就労できる環境をさらに整備するとともに、女性の社会参画を後押しする上で、病児や病後児の保育は極めて重要であることから、県と市町村が連携して、より一層の充実を図るべきである。
- ク 県内の保育施設における保育士の確保については、勤務環境等の悩みによる離職など、安定的な確保が課題となっていることから、保育士の勤務環境の整備等に関する経営者への啓発、指導に取り組むとともに、宿舍借り上げ支援の拡充など勤務環境の改善を図るべきである。

ケ 多子世帯への保育料支援については、第二子出産後の女性の離職状況や、子育て世代への支援の充実の観点から、対象を第3子から第2子に引き上げるなど、支援対象の拡充について検討すべきである。

(2) 子育てを支える社会環境づくりの推進

ア 若者が結婚・出産・子育てなどの人生設計を検討する上で、安定的な雇用環境や所得の確保が重要である。

若者の正規・非正規雇用の状況等を詳細に把握した上で、若者が結婚・出産・子育てに希望を持って踏み出せるように、住宅確保を含む総合的な施策を講じるべきである。

イ 子育てを支える社会環境づくりをさらに推進するためには、若者の視点に立って、支援策の構築や情報発信に取り組む必要がある。

特に、これらの取組を具体化するにあたっては、企画立案の段階への女性の参画をさらに拡充し、女性の意見をより積極的に反映させるよう、努めるべきである。

ウ これから結婚、子育てを迎える若者や子育て世帯が抱える就職、子育て、移住などの個別の課題への対応に当たっては、当事者の声を積極的に聞き、実態に即した施策の具体化を検討すべきである。

2 健康長寿社会の実現に向けた取組について

(1) 健康寿命の延伸に向けた取組の推進

ア 新型コロナウイルス感染症の影響により、対面の活動が制約されている中で、高齢者の社会参加の機会が失われ、独り暮らしの高齢者の孤立などの社会問題の深刻化が懸念されている。

感染対策との両立を図りながら、高齢者の社会参加の機会創出につながるように事業展開を図るべきである。

イ 県民の健康を長期に渡り見守るために実施されている県民健康調査事業については、新型コロナウイルス感染症の拡大により、検査スケジュールへの影響などが見られるが、引き続き計画的に実施するよう努めるべきである。

- ウ 県民健康調査甲状腺検査サポート事業については、県民の経済的負担を軽減するため、患者が窓口で直接支払わずに済むよう、関係機関との調整を早急に進めるべきである。
- エ 県民健康調査基本調査については、震災から10年が経過したことを踏まえ、得られたデータを今後どのように生かしていくのか検討すべきである。
- オ 県民の健康増進を目的に運用されている県民健康アプリについては、県民の健康増進運動の活性化につながるよう、県民が参加可能な企画をさらに充実させるなど、県民がより親しみを持てるアプリとなるよう、取組を推進すべきである。
- カ 地域毎に科学的な健康課題の分析や助言を行う県版データベースの活用にあたっては、健康課題の分析結果を踏まえた事業の展開やその成果の把握、改善などを計画的に進めていくべきである。
また、二次医療圏別に行うとされている健康課題の分析については、県面積の約4割を占める会津地域においては、よりきめ細かな分析を検討するなど、実情に応じた対応を検討すべきである。
- キ 県民へのがん検診の受診勧奨については、全国がん登録のデータを参考に、全国と本県のがんの発生状況を正確に分析し、県民へ分かりやすく示すなど、効果的なPR方法を検討すべきである。

(2) 健康長寿をサポートする環境づくり

- ア 介護人材の処遇については、賃金等の処遇の改善につながる支援の充実に引き続き取り組むべきである。
また、介護助手の導入にあたっては、事故等の未然防止のため、安全に業務を遂行するための知識を身につける研修等の支援を充実するとともに、介護施設等が介護助手に対して適切な処遇を講じることができるよう、補助制度の創設など検討を進めるべきである。
- イ 介護人材や医療人材の安定的な確保に向けては、離職者の離職理由を正確に把握し、再就職の可能性のある者に対して、適切な支援を講じることが必要である。
- ウ 医師については、県人口の見込みなど将来を見極めながら、各地域で目標とする人数を診療科ごとに算出し、計画的に確保するための方策を検討すべきである。

エ 介護人材の労働負担の軽減のため、介護施設が介護ロボットを導入する経費に対する補助制度について、希望する施設が導入できるよう十分な予算措置を講じるべきである。

3 人口流出の防止について

(1) 若者の定着及び環流の促進

ア 県内外の大学生等に対する県内への就職情報の発信の取組については、若年層への情報発信において効果の高いSNSを積極的に活用すべきである。

また、取組の推進に当たっては、ターゲットである大学生等の意見を積極的に聞いて、取組の充実につなげるべきである。

イ 若者の地元への定着を図るために実施されている離職防止のための研修会や交流会等については、若者が離職に至る原因や改善点等を把握、分析し、企業とも共有しながら、若者が安定した職業生活を送ることができる職場環境の改善につなげるべきである。

ウ 就職氷河期世代に対する就職支援の取組については、県内出身者を県外から県内へ環流させる契機としてとらえ、県内企業とのマッチングや仕事の掘り起こし等に継続的に取り組むべきである。

エ 高校、大学等の卒業後の就学、就職状況等について、県内と県外の間の変動データを継続的に把握、分析し、県内への若者の定着、環流につながる取組を具体化するよう取り組むべきである。

オ 国際教育研究拠点の設立などイノベーション・コースト構想等において新たに生まれるニーズ等に対し、若者が挑戦できる環境づくりを推進することが重要である。

起業・創業を望む学生、若者に対する教育、ビジネスモデル構築や起業当初のコスト低減に関するコンサルティングなど、総合的な支援体制の構築を図るべきである。

(2) 福島ならではの地方創生

ア 地域鉄道は、通勤通学を始め、地域生活の足としてなくてはならない移動手段であり、廃止されれば、人口減少に拍車がかかるため、存続のため継続して支援が必要である。

また、市町村が行う公共交通に関する計画策定については、財政支援のみならず、先進事例の情報提供などにも積極的に取り組むべきである。

イ 県内企業の開発型・提案型の企業への転換支援については、一般消費者向けの商品開発や販路開拓のみならず、企業向け商品の技術開発や現場支援等についても、継続して推進すべきである。

ウ より多くの若者に、人生設計において就農を選択肢としてもらうためには、経営モデルや支援制度などを分かりやすく伝えるとともに、農業技術を習得するための技術的支援が必要である。

農業に関心を持つ高校生や大学生が、具体的な人生設計を描く上で参考になる情報発信や必要なスキルを習得するための実習制度を強化すべきである。

エ コロナ禍による厳しい経済情勢も踏まえ、離職者や学生等の就農体験を通じた農業法人とのマッチング等の取組を積極的に推進すべきである。

4 移住・定住、二地域居住の促進及び交流人口の拡大について

(1) 新しい人の流れやしごとづくり

ア 地域おこし協力隊については、本人の希望と地域ニーズのミスマッチの防止や悩みを相談できる窓口の充実など、活動期間終了後の地域への定着率の向上につながるよう、支援を継続すべきである。

イ 大学生等による地域創生推進事業については、県外から多くの大学生が訪れ、過疎・中山間地域の集落の復興支援や定住・二地域居住に向けた魅力的な地域づくりに取り組む契機となっており、継続して推進すべきである。

ウ 県外からの移住を含めて若者の県内への定着を図るため、賃金水準がより高い関東圏と近接している本県の実情も踏まえ、家賃支援を含めて、若者の住宅確保を支援する取組の強化を検討すべきである。

エ 移住定住を促進していくためには、移住希望者が抱える課題を広く把握し、常に県内外の情報を収集しながら、市内の関係を強化して、県全体で課題の解決に取り組むべきである。

(2) 交流人口の拡大

ア 過疎地域への企業誘致、移住、二地域居住を促進する上で、通信環境の整備は極めて重要である。

企業や移住希望者等のニーズを把握し、市町村が実施する通信環境の整備に対する財政支援等に引き続き取り組むべきである。

イ コロナ禍により、学生の合宿ニーズが大幅に減少し、県内の旅館を始めとする観光業に深刻な打撃を与えている。

教育旅行復興事業については、アフターコロナの取組として、県内自治体との連携を強化し、合宿誘致の取組をさらに強化すべきである。

ウ オリンピック開催に伴い改修されたあづま球場やJヴィレッジなど、本県の強みである施設を利用した合宿誘致を、運動部のみならず、文化部を含めて、幅広く積極的に進めるべきである。